⑶　増改築基準

次の①又は②のいずれかに適合すること。

①　⑵に掲げる基準に適合すること。

②　認定対象住戸の居室（建築基準法第２条第４号に規定する居室をいう。）の床の上面から天井の下面までの空間の内法高さ（当該内法高さが２以上ある場合にあっては、当該居室の床面積の２分の１以上が該当する空間の内法高さ）が2,400㎜以上であること。

第３の４⑴中「新築住宅」を「全ての住宅」に改め、「⑵②及び③」の下に「並びに⑶②及び③」を加える。

第３の４⑵の見出し中「基準」を「新築基準」に改め、同⑵の次に次のように加える。

⑶　増改築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、専用配管及び共用配管について、現状支障なく使用できている場合で、長期優良住宅建築等計画に評価方法基準第５の４の４－１⑶イ①及び②、４－２⑶イ①及び②並びに４－３⑶イ①ａ及びｂの基準に適合するよう将来更新することを記載する場合にあっては、当該専用配管及び共用配管に当該基準は適用せず、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、当該共用配管に評価方法基準第５の４の４－２⑶イ⑦及び４－３⑶イ①ｄの基準は、適用しない。

①　専用配管のうちガス管に係るものを除き、評価方法基準第５の４の４－１⑷の等級３の基準に適合すること。ただし、現状支障なく使用できている場合で、共同住宅等の専用配管でパイプスペースから認定対象住戸内への引き込み部分がシンダーコンクリート等へ埋め込まれている場合にあっては、当該専用配管については評価方法基準第５の４の４－１⑶イ①の基準は適用せず、現状支障なく使用できている場合で、一戸建ての住宅の専用配管で床下から屋外へ接続する部分が基礎下に配管されている場合にあっては、当該専用配管については評価方法基準第５の４の４－１⑶イ②の基準は、適用しない。

②　評価方法基準第５の４の４－２⑷の等級３の基準に適合すること。ただし、共用配管のうちガス管に係るものを除く。

③　評価方法基準第５の４の４－３⑷イの等級３の基準に適合すること。

第３の５⑴中「新築住宅」を「住宅」に改める。

第３の５⑵の見出し中「基準」を「新築基準」に改め、同⑵の次に次のように加える。

⑶　増改築基準

評価方法基準第５の９の９－２⑷の等級３の基準（⑶ハ①ａ及びｂ、⑶ハ①ｃのうち⑶イ①ｃ及びｄに係る部分、⑶ハ②ａ㈢のうち⑶ロ②ａ㈣に係る部分、⑶ハ②ｂのうち⑶イ②ｂに係る部分並びに⑶ハ③ｂ及びｃを除く。）に適合すること。ただし、各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つについて、その両側に手すりが設置されている場合にあっては、評価方法基準第５の９の９－２⑶ハ③の基準は、適用しない。

第３の６⑴中「新築住宅」を「全ての住宅」に改める。

第３の６⑵の見出し中「基準」を「新築基準」に改め、同⑵の次に次のように加える。

⑶　増改築基準

次の①又は②のいずれかに適合すること。

①　評価方法基準第５の５の５－１⑷の等級４の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第５の５の５－１⑷ハ①の基準は、適用しない。

②　評価方法基準第５の５の５－１⑷の等級３及び５－２⑷の等級４の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第５の５の５－１⑷ハ②の基準は、適用しない。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第十八号

建築基準法（平成二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の指定機関について、同法第七十七条の三十五の十八第一項の規定による構造計算適合性判定業務を廃止する旨の申請があり、これを許可したので、同条第五項に基づき告示する。

平成二十八年二月八日　　関東地方整備局長　石川　雄一

番号	指定機関の名称	住所	業務区域	指定構造計算適合性判定業務の廃止年月日
二	認定ビルディング評価機構株式会社	東京都豊島区南大塚三丁目37番5号	栃木県及び埼玉県の全域	平成二十八年二月一日

○関東地方整備局告示第十九号

建築基準法（平成二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の指定機関について、同法第七十七条の三十五の十八第一項の規定による構造計算適合性判定業務を廃止する旨の申請があり、これを許可したので、同条第五項に基づき告示する。

平成二十八年二月八日　　関東地方整備局長　石川　雄一

番号	指定機関の名称	住所	業務区域	指定構造計算適合性判定業務の廃止年月日
四	ＳＧＳジャパン株式会社	神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町134番地横浜ビジネスパークノース	東京都及び神奈川県の全域	平成二十八年二月一日

○関東地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月八日　　関東地方整備局長　石川　雄一

(三)　(二)　(一)

道路の区域　道路の線名　道路の種類　区間　後変別更前　区間の延長

十六号　一般国道　横浜市金沢区堀口二番三八地内　後前　二三三・六三〇メートル　二三六・九三〇メートル　六三・三〇メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月八日　　関東地方整備局長　石川　雄一

十六号　路線名　供用開始の区間　供用開始の期日　図面縦覧所

八王子市左入町六九二番四地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　平成二十八年二月八日　武蔵関東国道事務所及び同局相模原工事事務所